

# 最高裁判所判事

と

くら

さぶ

ろう



戸倉三郎  
昭和二十九年八月一日生

## 略歴

山口県周南市生まれ。地元の小学校、中学校、山口県立徳山高校を経て、一橋大学法学部を卒業

昭和五五年 四月

司法修習生

昭和五七年 四月

判事補任官

平成四年 四月

判事任官

平成二年 四月

東京高裁判事

平成二年 九月

さいたま地裁所長

平成二年 一〇月

最高裁事務総長

平成二年 七月

東京高裁長官

平成二年 三月

最高裁判所判事

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年九月五日 第三小法廷決定

訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接取り立てることができるが、その取立てをすることができる額を、右猶予した費用に相手方の訴訟費用の負担割合を単に乘じて定めるべきものとした原審の判断には、裁判所の合理的な裁量の範囲を逸脱した違法がある（全員一致）。

二 平成二九年九月一二日 第三小法廷決定

破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部弁済を受けた場合において、破産手続開始時の債権額を基礎として計算された配当額が、当該債権の実体法上の残額を超過するときは、その超過する部分は、当該債権について配当すべきであり、物上保証人の求償権やその他の破産債権について配当すべきではない（全員一致）。

三 平成二九年九月二七日 大法廷判決

平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいせず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない（多数意見）。

## 裁判官としての心構え

裁判の機能は、法的紛争を、法令に基づく透明で公平な手続により適正妥当に解決することですが、近年は、様々な分野でグローバル化や価値観の多様化が進み、事実認定の場面でも法解釈の場面でも、普遍的な価値を守ることと変化に柔軟に対応することとのバランスのとり方に悩む事件が増えているように思います。最高裁判所は、裁判のプロセスの最終審として個々の事件の最終結論を出すとともに、法律審として他の裁判での指針となる法解釈を示すという重要な役割を担つており、就任して半年余りが経過したところですが、その職責の重さと難しさをひしひしと感じています。これまでも、独善に陥ることを戒め、広い視野と柔軟な発想を持つて自分の考え方を多角的に検証するよう心掛けてきましたが、その戒めを今一度新たにして、この重い責任を全うしたいと考えています。